

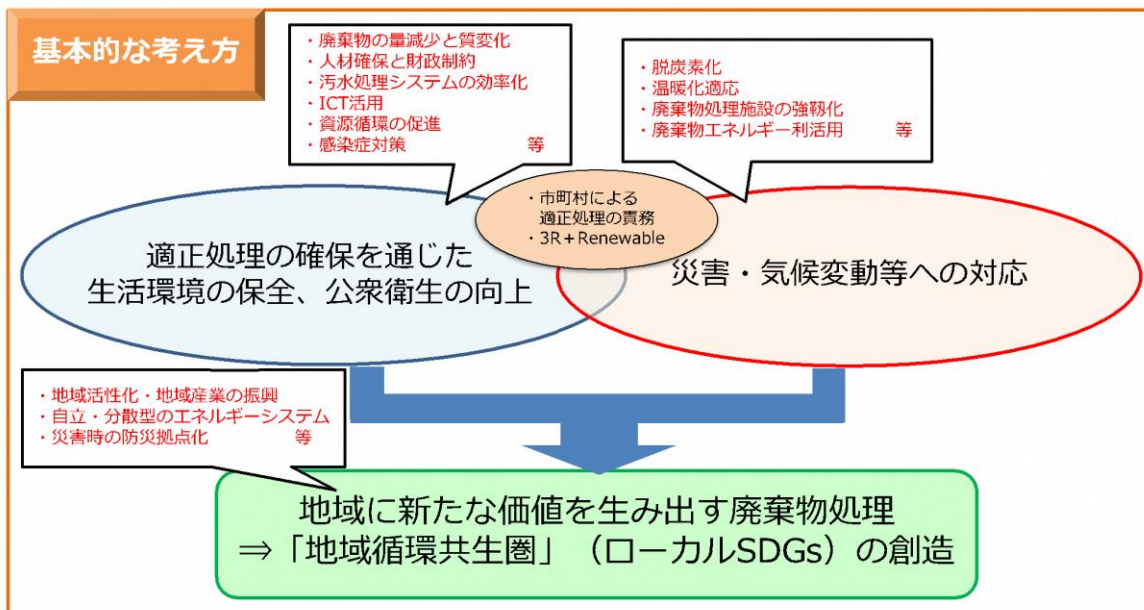
一般廃棄物処理基本計画について

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするもので、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画）から構成されています。

その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

令和3年2月19日に環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課が作成した「国の廃棄物処理行政の動向について」の資料では、今後の廃棄物処理の基本的な考え方が以下のように示されています。



1 東久留米市のごみ処理の現状と課題

1.1 計画収集人口

東久留米市（以下、「本市」という。）の直近 10 年間の計画収集人口の推移を表 1、図 1 に示します。

表 1 計画収集人口の推移

区 分	計画収集人口 (人)
平成23年度	116,067
平成24年度	115,840
平成25年度	116,417
平成26年度	116,494
平成27年度	117,128
平成28年度	116,867
平成29年度	116,830
平成30年度	116,896
令和元年度	116,916
令和2年度	117,007

参考：住民基本台帳（外国人人口を含む）
（各年度 1 月 1 日時点）

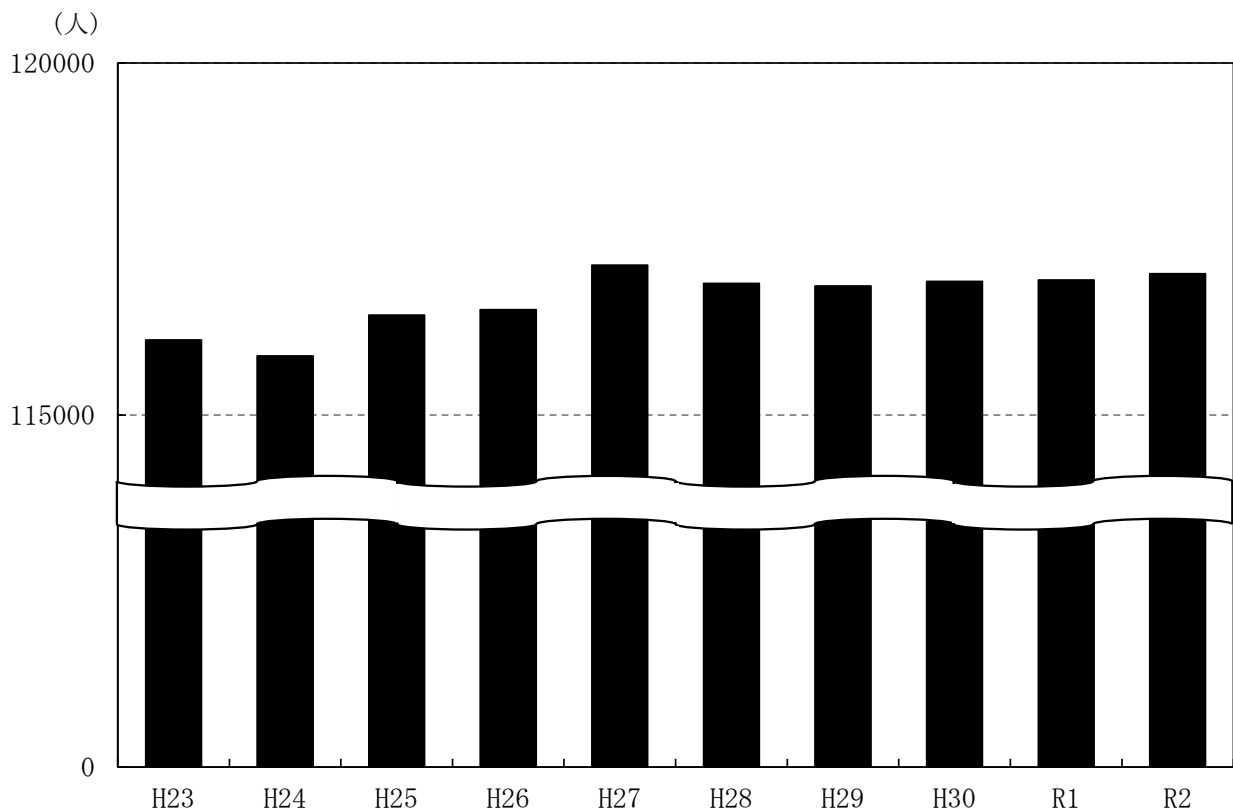


図 1 計画収集人口の推移

1.2 収集運搬体制

本市の収集・運搬体制を対象区分ごとに表2に示します。

また、指定収集袋の料金を表3に示します。

表2 収集・運搬体制

対象区分		収集頻度	収集方式
燃やせるごみ		週2回	戸別収集方式
燃やせないごみ		週1回	戸別収集方式
粗大ごみ ^{※1}		随時	戸別収集方式
有害ごみ		週1回	戸別収集方式
資源物	リサイクル缶	週1回	戸別収集方式
	リサイクルびん	週2回	戸別収集方式
	古紙	週1回	戸別収集方式
	布類 ^{※2}	週1回	戸別収集方式
	容器包装プラスチック	週1回	戸別収集方式
	ペットボトル	週1回	戸別収集方式
	牛乳などの紙パック	週1回	戸別収集方式
	剪定枝	随時	戸別収集方式
	小型家電	—	拠点方式 (常設の回収ボックス)

※1 「粗大ごみ」、「剪定枝」は電話にて申込が必要。

※2 「布類」は濡れると資源化できなくなるため、必ず晴れた日に排出。

表3 指定収集袋の料金

	1組(10枚)当たりの金額(円)				1L当たりの金額 (円/L)
	5L (ミニ袋)	10L (小袋)	20L (中袋)	40L (大袋)	
燃やせるごみ	100円	200円	400円	800円	2円/L
燃やせないごみ	—	200円	400円	—	2円/L
容器包装プラスチック	—	100円	200円	400円	1円/L

1.3 ごみ排出量の推移

行政回収量と直接持込みごみ量の推移を表4、図2に示します。

表4 行政回収量と直接持込みごみ量の推移

単位：t/年

	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ・資源物	29,752	29,384	28,242	29,419	30,287
行政収集	24,794	24,069	22,412	22,891	24,057
可燃ごみ	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493
不燃ごみ	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089
粗大ごみ	77	93	95	96	109
資源ごみ	6,092	6,768	6,750	6,900	7,328
有害ごみ	36	41	37	38	38
直接持込みごみ	4,958	5,315	5,830	6,528	6,230
可燃ごみ	4,820	5,140	5,616	6,283	5,929
うち、事業系	4,777	5,091	5,524	6,153	5,710
不燃ごみ	53	56	69	83	97
粗大ごみ	85	119	145	162	204
資源ごみ	0	0	0	0	0
有害ごみ	0	0	0	0	0

ごみ排出量 (t/年)

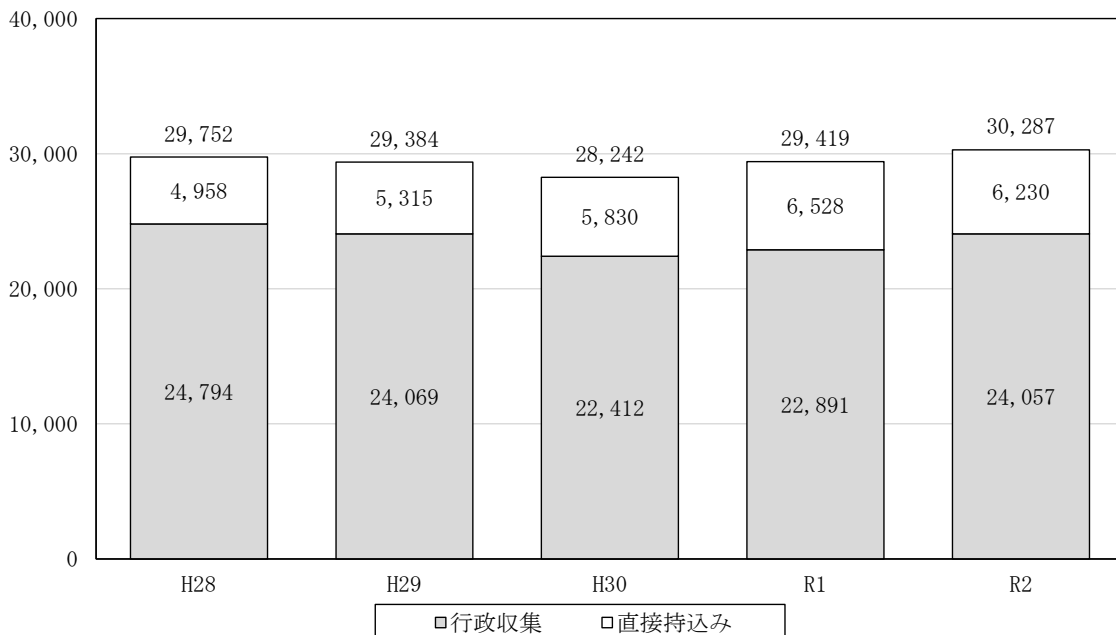


図2 行政回収量と直接持込みごみ量の推移

1.4 ごみ有料化による効果の検討

生活ごみと資源物の行政回収量の推移を表5に、指定収集袋を用いて排出されている燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの推移を図3に示します。

表5 生活ごみと資源物の行政回収量

単位：t/年

品目	平成28年度 (有料化前)	平成29年度 (有料化10月～)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やせるごみ	16,383	15,029	13,847	14,082	14,493
燃やせないごみ	2,206	2,138	1,683	1,775	2,089
粗大ごみ	77	93	95	96	109
有害ごみ	36	41	37	38	38
小計	18,702	17,301	15,662	15,991	16,729
資源物	6,092	6,768	6,750	6,900	7,328
うち、容器包装プラスチック	1,494	1,739	1,640	1,726	1,724
合計（ごみ+資源物）	24,794	24,069	22,412	22,891	24,057

行政回収量（t/年）

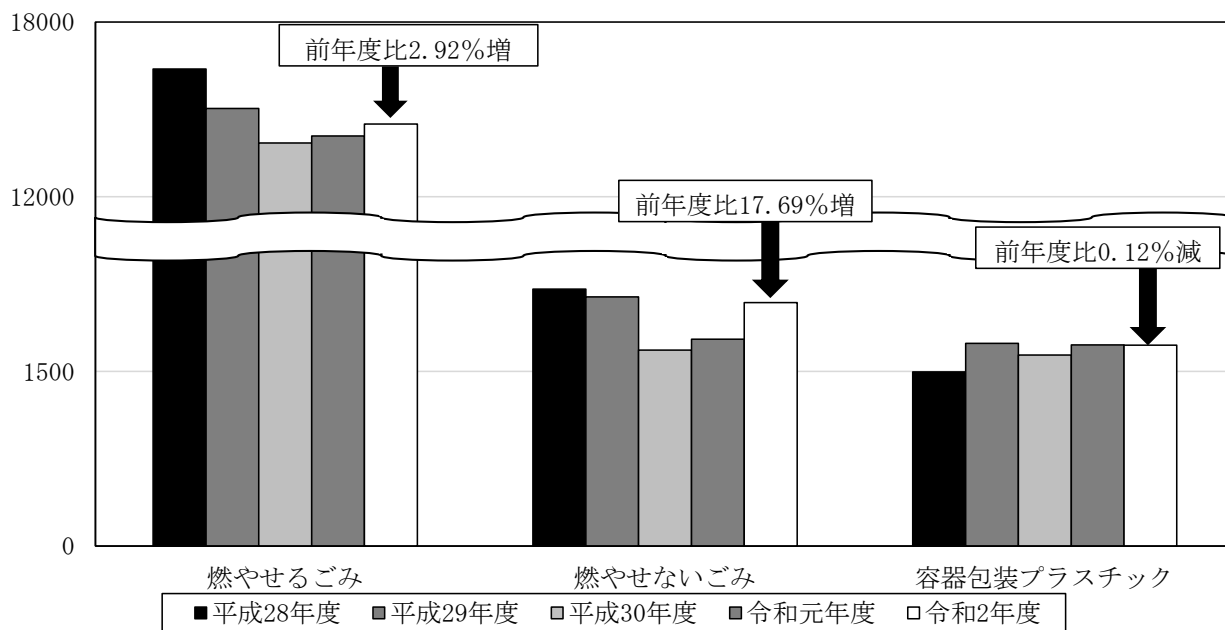


図3 燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの比較

1.5 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量を表6に示します。

表6 1人1日あたりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

品目	平成28年度 (有料化前)	平成29年度 (有料化10月～)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
燃やせるごみ	383.64	352.27	324.86	328.98	339.50
燃やせないごみ	51.66	50.11	39.48	41.47	48.93
粗大ごみ	1.80	2.18	2.23	2.24	2.55
有害ごみ	0.84	0.96	0.87	0.89	0.89
小計	437.94	405.52	367.44	373.58	391.87
資源物	142.65	158.63	158.36	161.20	171.65
うち、容器包装プラスチック	34.98	40.76	38.48	40.32	40.38
合計(ごみ+資源物)	580.59	564.15	525.80	534.78	563.52

※ 1人1日あたりのごみ排出量は、次の計算式より算出。

行政収集量 ÷ (各年度10月1日の人口 × 365日 (令和元年度はうるう年のため366日))

なお、行政収集量には持込みごみ量及び集団回収量は含まない。

多摩地域 26 市との 1 人 1 日あたりのごみ排出量（「多摩地域ごみ実態調査 2019（平成 31・令和元）年度統計」では収集量原単位）の比較を表 7 に示します。

表 7 多摩地域 26 市の収集量原単位の状況

都市名	人口 (人)	ごみ排出量原単位 (g/人・日)					ごみ合計
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物	
八王子市	562,828	407	22	13	2	152	596
立川市	184,148	322	24	14	1	166	527
武蔵野市	146,847	388	21	29	2	192	632
三鷹市	188,432	326	22	26	1	196	571
青梅市	133,283	437	53	7	1	102	600
府中市	260,757	308	36	22	1	156	523
昭島市	113,347	381	30	7	1	154	573
調布市	236,880	317	39	21	1	206	584
町田市	429,058	405	46	10	1	92	554
小金井市	122,270	263	83	23	1	194	564
小平市	194,571	376	20	16	1	152	565
日野市	186,285	330	61	17	1	143	552
東村山市	151,024	343	35	10	1	157	546
国分寺市	124,962	309	37	21	1	192	560
国立市	76,269	351	25	20	1	173	570
福生市	57,701	417	22	18	1	168	626
狛江市	83,219	385	29	18	1	143	576
東大和市	85,277	390	20	10	1	135	556
清瀬市	74,658	357	51	3	1	144	556
東久留米市	116,952	329	42	2	1	161	535
武蔵村山市	72,417	451	38	16	1	161	667
多摩市	148,865	401	16	16	1	115	549
稲城市	91,339	407	34	14	2	99	556
羽村市	55,519	412	19	10	1	194	636
あきる野市	80,686	601	13	13	1	132	760
西東京市	204,658	311	46	4	1	178	540
全体	—	368	34	15	1	153	572
最大値	—	601	83	29	2	206	760
最小値	—	263	13	2	1	92	523

※人口は 10 月 1 日時点の人口です。

※直接持込み量は含みません。

参考：多摩地域ごみ実態調査 2019（平成 31・令和元）年度統計

1.6 資源回収量

資源回収量を表 8、図 4 に示します。

表 8 資源回収量の推移

単位：t/年

	平成28年度 (有料化前)	平成29年度 (有料化10月～)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
直接資源化量	5,864	6,627	6,611	6,748	7,164
中間処理後資源化量	3,278	3,221	2,996	3,154	3,324
集団回収量	3,037	2,895	2,720	2,675	2,560
総資源化量	12,179	12,743	12,327	12,577	13,048

資源回収量 (t/年)

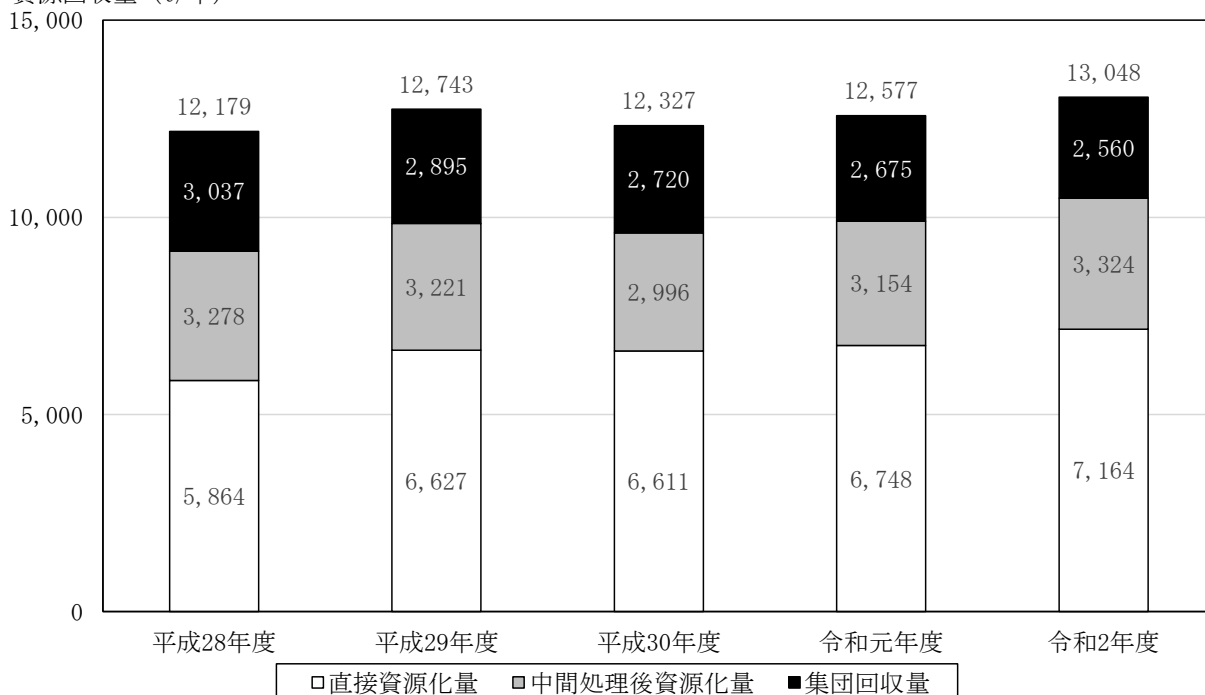


図 4 資源回収量の推移

総資源化率を表 9 に示します。

表 9 総資源化率の推移

単位：%

	平成28年度 (有料化前)	平成29年度 (有料化10月～)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資源化率	37.1	39.5	39.8	39.2	39.7

1.7 計画目標との比較

平成 29 年 3 月に策定し、平成 29 年 5 月に一部見直しを行った「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」では、減量化・資源化の進行を図るために以下に示すような目標指標を設定しました。

【目標指標】

- ① 家庭ごみ原単位 = (燃やせるごみ + 燃やせないごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ + 資源物)
家庭から排出される、1 人 1 日あたりの平均ごみ量 (g/人・日)。
- ② ごみ排出量 = (家庭ごみ (行政回収) + 資源物 (行政回収))
家庭から排出されるごみ・資源の総量。
- ③ ごみ原単位 = (総ごみ・資源量 + 集団回収量)
- ④ 資源化率 = 資源物 / (資源物 + ごみ排出量)
※資源物 = (直接資源化 + 中間処理後資源化 + 集団回収)
総排出量に占める資源物の割合。資源化の進捗状況を測る指標。(%)

この目標値との比較結果を表 10 に示します。

表 10 目標値との比較

	単位	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 目標値
家庭ごみ原単位	g/人・日	563	505
ごみ排出量	t/年	24,057	21,325
ごみ原単位	g/人・日	769	687
資源化率	%	39.7	42.1

※目標値については、平成 25 年度に有料化を実施した場合として定めた目標値です。有料化は平成 29 年度に導入しています。

※人口は各年度 10 月 1 日時点の人口です。